

# 県税の納税証明書

県税のしおり  
令和4年度

納税証明書には、一般用と自動車税種別割継続検査・構造等変更検査用があります。

## ● 納税証明書（一般用）

■ 課税(申告)額、納税額、その他の一定の事項を証明するもので、2種類あります。

### 納付税額証明書

建設業の許可申請や決算変更届等を行う際に必要な証明書で、税額、納付済額、未納額が表示されます。

### 未納なし証明書

入札参加資格審査の申請等を行う際に必要な証明書で、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないことを証明します。

※ 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金の未納(徴収猶予や納期限未到来のものを除く。)がある場合は証明できません。

請求窓口	各県税事務所(分室)
請求に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 請求者(窓口に來られた方)の身分証明書 …顔写真付き証明書は1点、顔写真のない証明書は2点必要です。</li><li>・ 代理人による請求の場合 …委任状(交付請求書の委任者欄に記入・押印がある場合は不要です。)</li><li>・ 納税後2週間以内に請求する場合 …領収証書</li><li>・ 法人で申告納税期限の翌月15日までに請求する場合 …県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の申告書の写し、領収証書</li></ul>
交付手数料	納税証明1件につき400円(現金)

※ 納税証明書(一般用)については、なりすましやその他不正な手段による請求を防止するため、運転免許証などの身分証明書により、請求者(窓口に來られた方)の確認を行います。

## ● 納税証明書（自動車税種別割継続検査・構造等変更検査用）

■ 平成27年4月から国土交通省(運輸支局等)と広島県のシステム連携により、自動車税種別割の納付確認が電子化され、これにより、継続検査・構造等変更検査時に必要となる納税証明書の提示が省略できます。

- 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税種別割(延滞金を含む)の未納がない場合に限りです。
- 自動車税種別割を納付後すぐに継続検査等を受ける方は、納税証明書の提示が必要です。
  - ・ 納付日からシステム反映までに概ね1週間から10日程度(クレジットカードで納付した場合、通常は概ね3週間程度)の日数が必要となります。
  - ・ この間に継続検査等を受ける方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付していただき、納税通知書添付の納税証明書をご提示ください。
  - ・ 口座振替の方は、この間に継続検査等を受ける場合でも納税証明書の提示を省略できます。

■ 納税証明書が必要な場合は、次のとおり交付請求を行ってください。

請求窓口	各県税事務所(分室)、西部県税事務所観音庁舎、東部県税事務所松永庁舎
請求に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 代理人による請求の場合は委任状(自動車検査証(写し可、写真データ及びこれを印刷したものは不可)を提示すれば委任状は不要です。)</li><li>・ 納税後2週間以内に請求する場合 …領収証書</li></ul>
交付手数料	無料